

認定NPO法人制度・寄付税制の抜本改正を！

NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会
シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

認定NPO法人制度の現状（2010年12月1日現在）

認定NPO法人数188法人（NPO法人全体の0.4%）/空白県15県（全体の32%）

NPO法人の8割が制度を認知/5割が申請を希望/最大の壁はPST

要望事項

市民公益税制PT中間報告の導入項目の【具体化】/検討項目の【実現】

寄附税制の拡充

1. 所得税の寄附金控除制度において税額控除方式（控除率：寄附金額の50%・控除上限額：所得税額の25%）【具体化】を創設し、所得控除方式との選択制に
2. 寄附金控除において年末調整での適用を認め【実現】、繰り越し控除制度を導入

認定NPO法人制度の抜本的な改正

3. 新しいパブリック・サポート・テスト（PST）（3千円以上の寄附者が100人以上）【具体化】を導入
4. 「仮認定制度」（仮認定期間3年・簡素な要件・申請時判定）【具体化】の導入
地方独自の税制優遇対象法人を指定可能に（指定NPO法人はPST等を免除に）
5. インターネット公開など認定NPO法人の情報公開を強化【実現】、手続きを整備
6. 期限切れ特例の本則化（PST・実績判定期間・小規模法人）や共益要件等の見直し
7. みなし寄附金上限金額（現行：20%）を社会福祉法人並みの所得金額の50%（または200万円）へ引き上げ【実現】
8. 認定主体と認定事務（現行：国税庁・局）を、地方団体等へ移管【実現】
9. 認定NPO法人制度の規定（現行：租税特別措置法）を特定非営利活動促進法（NPO法）または新法に移行

NPO法人制度の税制改正に関する要望書

2010年6月14日

NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会

2001年10月1日から、認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）がスタートして、既に8年半が経過しました。この制度は、市民や企業が、NPO法人にいつでも寄附しやすくするよう税制上の支援を行うもので、日本社会においてますます重要性を増すNPO活動を発展させていくために極めて重要な制度であると、期待しているところです。

認定NPO法人制度はこれまでに7回改正していただいております。最新の平成22年度改正では、実績判定期間の特例措置延長や認定手続きの簡素化、審査期間の短縮などを実現していただきました。また、税制調査会に設置された市民公益税制プロジェクト・チームでは、制度創設以来の抜本改正となる画期的な中間報告書をまとめていただきました。ご尽力に心より御礼申し上げます。

以前の内閣府の調査では、約4万あるNPO法人の8割が認定NPO法人制度を認知し、約半数が認定NPO法人となることを希望しているにもかかわらず、多くの団体が「認定要件を満たせない・申請書類が煩雑・スタッフや時間の不足」などの理由で、認定申請が進んでいません。制度創設後8年半で、申請数は延べ486件にとどまっています。

その結果、現在でも、認定を受けたNPO法人はわずか146法人（2010年6月1日現在）にすぎません。この数字は、約4万あるNPO法人のわずか0.4%でしかなく、ほとんどの団体にとって、認定が受けられないという状況が続いています。また、約4割の20県は認定NPO法人が一つも存在しない「認定NPO法人空白県」であり、約半数が東京都に集中している点と合わせ、著しい地域間格差を生んでおります。改善していただいておりますが、認定要件が厳しく、かつ煩雑であることが原因となり、まだ実効性のある制度にはなっていないのが実状です。

国民が官に依存せず、お互いに助け合い・支え合いながら、社会参画を実現していくためには、日本の寄附文化を飛躍的に発展させる必要があります。NPOや市民活動の活動基盤として、多くのNPO法人が認定NPO法人制度を活用し、より一層社会に貢献できるよう中間報告に基づいたインパクトのある抜本的な改革が不可欠です。寄附税制も大幅な拡充が必要です。

そのために、市民公益税制プロジェクト・チーム中間報告内容の実現に向けた具体的制度設計をはじめ、ぜひ以下の事項を実現していただきたく、要望をいたします。

要望事項 概要

寄附税制の拡充

1. 所得税の寄附金控除制度において税額控除方式（控除率：寄附金額の50%・控除上限額：所得税額の25%）を創設し、所得控除方式との選択制とすること
2. 寄附金控除において年末調整での適用を認め、繰り越し控除制度を導入するなど寄附者の利便性を向上させること

認定 NPO 法人制度の抜本的な改正

3. 事業型 NPO 法人なども認定を受けられるよう、新しいパブリック・サポート・テスト（3千円以上の寄附者が100人以上）を導入するなど認定要件を変えること
4. 米国のような「仮認定制度」を導入し、NPO 法人立ち上げ時でも優遇税制が活用できるようにすること
5. 認定 NPO 法人の情報公開を強化し、市民による「事後チェック」方式へ切り替えると共に、改善命令後の認定取り消しなど事後チェックの手続きを整備すること
6. 今年度末で期限を迎える特例について、本則化など必要な措置を講じると共に、その他要件の見直しを行うこと
7. みなし寄附金制度の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること
8. 認定主体（現行：国税庁長官）と認定事務（現行：国税庁・局）について、地方団体等へ移管を行うこと
9. 認定 NPO 法人制度の規定（現行：租税特別措置法）を特定非営利活動促進法（NPO 法）または新法に移行すること

その他、寄附税制拡充や NPO 法人税制改正を実現

10. その他寄附税制の拡充や NPO 法人税制改正などを行うこと

【要望事項】

寄附税制の拡充

1 . 所得税の寄附金控除制度において税額控除方式（控除率：寄附金額の 50%・控除上限額：所得税額の 25%）を創設し、所得控除方式との選択制とすること

現行の所得税における寄附金控除制度は、認定 NPO 法人への寄附金を所得金額から差し引く所得控除方式となっています。所得控除方式は高所得者に有利な制度です。市民が公益を担う社会の実現には、広く国民にメリットのある制度を目指すべきです。寄附金を所得税額から差し引く税額控除方式を創設し、低中所得者にもメリットのある寄附税制を創る必要があります。ぜひとも、下記項目の実現をお願いいたします。

- 所得税の寄附金控除制度において税額控除方式（控除率：寄附金額の 50%・控除上限額：所得税額の 25%）を創設し、所得控除方式との選択制とする

2 . 寄附金控除において年末調整での適用を認め、繰り越し控除制度を導入するなど寄附者の利便性を向上させること

現在は、寄附金控除を受けるためには、給与所得者（サラリーマン）であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。

また、現行の方式では、年度末（年末）になって所得が確定してから、やっと寄附金控除の限度額や損金算入の限度額が分かる仕組みとなっています。このため、年度末（年末）にならないと安心して寄附できなくなっています。一方、米国では5年間の繰り越し控除が認められています。

より実効性の高い寄附金控除制度に向けて、下記項目の実現をお願いいたします。

- 給与所得者が年末調整で寄附金控除を行えるようにする
- 所得税・法人税において、寄附金の5年間にわたる繰り越し控除制度を導入する

認定 NPO 法人制度の抜本的な改正

3. 事業型 NPO 法人なども認定を受けられるよう、新しいパブリック・サポート・テスト（3千円以上の寄附者が100人以上）を導入するなど認定要件を変えること

内閣府の調査によると、認定要件中、最も満たすことが困難なのがパブリック・サポート・テスト（PST）となっています。介護保険事業や障害者自立支援事業を行う NPO 法人をはじめ、事業型 NPO 法人（対価収入の割合が多い法人）は認定が受けにくいという課題も残っています。

また、身近な地域で福祉やまちづくりなどに活躍している NPO 法人を支援するため、これらの法人と接する地方自治体の自主性・独自性を活かした制度設計が望まれます。これは地域主権（地方分権）を推進する観点からも重要です。

これら課題の解決のため、下記項目の実現をお願いいたします。

【新しいパブリック・サポート・テスト（絶対値方式）の創設】

- 事業型 NPO 法人なども認定が受けやすくなるように「3000円以上の寄附者が100名以上いること」との新しいタイプのパブリック・サポート・テストを創設する。
- 新しい PST の設計に当たっては、特に地方の NPO 法人の実態に配慮する

【地方団体による条例指定 NPO 法人の認定要件一部免除】

- 地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した NPO 法人については PST 要件等を求めないこととする

4. 米国のような「仮認定制度」を導入し、NPO 法人立ち上げ時でも優遇税制が活用できるようにすること

現在のパブリック・サポート・テストでは、一定の寄附金収入が必要となっています。しかし、実際の寄附金収入は少ないのが現状です。寄附金控除対象でない初回申請団体にとって、この要件はかなり高いものとなっています。結果として「これから寄附を集めていこう」という団体が寄附税制を活用できなくなっています。より多くの団体が立ち上げ時から寄附税制を活用し、成長していけるよう、下記項目の実現をお願いいたします。

- 米国のような「仮認定制度」を導入して、多くの NPO 法人に認定への機会を広げる
- 仮認定期間は3年とする。仮認定要件は簡素とし、申請時判定とする。
- 制度の乱用を防止するため、仮認定団体が、本認定をクリアできない場合は、その後3年間再申請できないなど過重にならない程度の条件を付ける。

5 . 認定 NPO 法人の情報公開を強化し、市民による「事後チェック」方式へ切り替えると共に、改善命令後の認定取り消しなど事後チェックの手続きを整備すること

現在は、認定 NPO 法人が情報公開のため税務署に提出した報告書類は、所轄の税務署に行かなければ閲覧できず、手続きも煩雑です。寄附先の選定や市民による監視に有効とは言えません。「事後チェック」方式で重要となる情報公開が不十分です。

一方で、認定の取り消し要件の内、「役員・親族・特定法人の割合制限要件」などについては、認定 NPO 法人側が最大限注意していても、第三者法人の合併などにより、意図せずして抵触してしまう事例が発生しています。現在の制度では、一時期でも認定の取り消し要件に抵触した場合、救済措置がなく、いきなり認定は取り消されてしまいます。これは新公益法人制度と比較しても、非常に厳しい措置となっています。

これらの解決のため、下記項目の実現をお願いいたします。

- 現在の報告書類中、閲覧対象書類をインターネットでも閲覧・コピー可能にして、認定 NPO 法人の情報公開を強化する
- 認定取り消しは原則として改善命令の後、一定期間内に改善がみられない場合に行うとの手続きを新たに設けるなど、事後チェック体制を整備する
- 制度を悪用した悪質な認定 NPO 法人は、迅速に認定を取り消す規定を盛り込むなど悪用抑止を図る

6 . 今年度末で期限を迎える特例について、本則化など必要な措置を講じると共に、その他要件の見直しを行うこと

平成 22 年度末に、現行制度の「実績判定期間の特例措置(原則 5 年が 2 年でも可)」、「PST の寄附収入割合の特例 (3 分の 1 が 5 分の 1 に)」、「PST における小規模法人の特例 (一定要件で匿名・少額寄附の除外が不要に)」が適用期限を迎えます。特に実績判定期間と PST の寄附収入割合については、活用事例も多く、団体側から感謝の声が沢山届いております。今回の抜本改正を機に、本則化が必要です。仮認定制度の導入を伴い、本認定の実績判定期間が原則 5 年では、仮認定期間を超えて判定される事例も発生してしまいます。

また、他に活動対象に関する要件で「特定著作物」規定や「会員等」の定義が問題になっている他、事業活動要件では積立金や基金の扱いが課題となっております。

ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 「実績判定期間の特例措置」は本則化し、初回の本認定における実績判定期間は 2 年 (認定有効期間は 5 年) とする 仮認定から本認定を受ける際も同様とする
- 「PST の寄附収入割合の特例」は本則化し、現行 PST の寄附収入割合は 5 分の 1 とする
- 「PST における小規模法人の特例」は本則化する
- 活動対象に関する要件 (公益活動要件) の特定著作物要件の廃止や「会員等」の定義厳格化 (役員・社員に限定) を行う
- 事業活動に関する要件において、施設建設などに向けた積立金・基金の設置を特定非営利活動事業支出と明確に認める

7. みなし寄附金制度の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること

現在、認定 NPO 法人が受けられるみなし寄附金の控除限度額は、所得金額の20%となっています。しかし、認定 NPO 法人と同様に所得税の寄附金控除対象となっている社会福祉法人では所得金額の50%、公益社団・財団法人では所得金額の50%または公益目的事業に使用・使用予定の金額（実質100%も可能）が認められています。認定 NPO 法人のみ20%に設定されていることは、制度的に不公正であり不合理です。ぜひとも下記項目の実現をお願いいたします。

- みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの所得金額の50%または200万円へ引き上げる

8. 認定主体（現行：国税庁長官）と認定事務（現行：国税庁・局）について、認証事務を行う地方団体等及び政令市への移管を行うこと

平成22年度改正にて、相談窓口は全都道府県の47ヶ所まで拡充していただき、大変感謝しております。しかし、今年度以降も申請後のやり取りは国税局と行われるため、まだ十分とは言えません。また、国税当局への相談・申請は心理的ハードルが高く、躊躇する団体も多いのが現状です。

一方で、NPO 法人の認証を行っている所轄庁は、普段から団体と接する機会があり、情報も多く、より審査しやすいと思われます。また、所轄庁であれば法人格と優遇税制のワンストップ・サービスが可能で、身近な窓口が大幅に増加します。情報公開も「認証」と「認定」双方を一括して公開可能で、制度の透明性が向上します。

地域主権を推進する観点からも、ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

NPO 法人の認証権限は政令（指定）都市まで移譲される方向（地域主権戦略会議）

- 認定主体と認定事務について、認証事務を行う地方団体等及び政令市への移管を行う
- 移管に際しては、地方団体等の負担に配慮し支援を行うと共に、裁量的な認定が行われないように留意する
- 地域の NPO 支援センターなど民間での相談体制を支援する

9 . 認定 NPO 法人制度の規定（現行：租税特別措置法）を特定非営利活動促進法（NPO 法）または新法に移行すること

現在、認定 NPO 法人制度は、租税特別措置法（租特法）で規定されており、租税特別措置（租特）の一種となっています。しかし、租特法は本来、時限的な政策税制を規定すべきものです。租特は複雑で難解なものとなっており、NPO 関係者の理解を妨げています。

昨年の税制調査会でも租特の見直しが行われ、租特透明化法が制定されています。NPO 法人に対する支援税制を、市民活動を支える基盤として恒久的に位置付けるためにも、租特法ではない NPO 法や新法にて、しっかりと規定することが必要です。

現在は税法である租特法で規定されているため、認定申請や書類作成を税理士以外がサポートすることができません（税理士法の規定）。移行することで、税務書類から外れ、地域の NPO 支援センターなど幅広い支援も可能になります。

また、事後チェック体制においても、税法である租特法に比べ、説明要請や改善命令、認定取消などの手続きを制度設計しやすくなります。ぜひ、租特法から NPO 法または新法への移行をお願いいたします。

- 認定 NPO 法人制度の規定を租税特別措置法から特定非営利活動促進法または新法へ移行する
- 移行に際しては、要件や手続きなどを極力法律で明記する

その他、寄附税制拡充や NPO 法人税制改正を実現

10 . その他寄附税制の拡充や NPO 法人税制改正などを行うこと

< 認定 NPO 法人優遇税制の拡充 >

受取利子・配当等の源泉税は、公益社団・財団法人と同様に非課税とすること

受取利子、配当等の源泉税については、公益社団・財団法人では非課税とされているのに対し、認定 NPO 法人では課税とされています。制度的に不公正な状況を考慮し、ぜひ下記項目の実現をお願いいたします。

- 認定 NPO 法人の受取利子・配当等の源泉所得税は、非課税とする

< 寄附税制の拡充 >

地方自治体が個人住民税寄附金控除対象 NPO 法人を条例で独自に指定可能にすること

平成 20 年度税制改正により、都道府県・市区町村は所得税の寄附金控除対象（認定 NPO 法人・特定公益増進法人への寄附金など）の中から、個人住民税の控除対象を条例で指定することが可能になりました。しかし、現在条例で指定できるのは、認定 NPO 法人のみで、一般の NPO 法人は指定できません。身近な地域で福祉やまちづくりなどに活躍している NPO 法人を支援するため、ぜひ下記項目の実現をお願いいたします。

- 地方自治体が、個人住民税の寄附金税額控除制度について、所得税の控除対象寄附金

の範囲を超えて、NPO 法人への寄附金を条例により指定できる仕組みを導入する
個人住民税の寄附金控除の適用下限額を 2 千円（現行：5 千円）へ引き下げること

平成 22 年度税制改正において、所得税における寄附金控除の適用下限額は、従来の 5 千円から 2 千円へと引き下げられました。寄附のすそ野を広げる上で、重要な改正であり、感謝しております。しかし、個人住民税の寄附金税額控除においては、適用下限額が 5 千円となっています。寄附のすそ野を広げるために、ぜひ下記項目の実現をお願いいたします。

- 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の 5 千円から 2 千円へ引き下げる

法人寄附金の損金算入限度額を所得の 10%までに引き上げること

企業における CSR（企業の社会的責任）の推進や NPO 側の積極的な働きかけの成果もあり、最近では「寄附付き商品・サービス（商品価格の数%を NPO などに寄附するもの）」や企業による NPO への助成・寄附も盛んになってきています。こうした民間が民間を支える仕組みを促進し、日本の寄附文化を大きく発展させるためにも、下記項目をお願いいたします。

- 法人寄附金の損金算入限度額（現在は所得の 5%程度）を 10%へ引き上げる

法人の消耗品・棚卸資産など現物寄附は全額損金算入可能にすること

現在の税法では、企業は消耗品や棚卸資産で不要となったものを廃棄した場合は全額損金扱いですが、認定 NPO 法人に寄附をした場合には、損金算入限度額の枠内でしか損金として扱えません。このため、不要な資源の有効利用ができない状況になっており、寄附の促進のみならず、環境保全や循環型社会形成の観点からも問題があります。ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 法人が消耗品や棚卸資産を認定 NPO 法人に寄附をした場合は、全額損金算入可能にする

認定 NPO 法人への寄附は、みなし譲渡所得課税を自動的に適用除外とすること

現在、みなし譲渡所得課税の適用除外は、公益社団・財団法人や特定一般法人（非営利型）は明示的に認められていますが、認定 NPO 法人は明確ではありません。また、実際の適用には厳しい要件のクリアと煩雑な手続きが必要です。認定 NPO 法人の中には、ナショナルトラスト活動やホームレス・DV 被害者支援施設の設定活動など不動産や建物の寄附が、非常に重要となる団体も多くなっています。少子高齢社会においては、不動産の相続と共に、不動産の寄附も増加が確実です。ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 認定 NPO 法人も「みなし譲渡所得の非課税」の適用対象であることを明示し、煩雑な手続きなしに自動的に適用されるものとする

米国のような信託を活用した寄附促進税制の導入を行うこと

今後加速する少子高齢社会では、信託制度を活用した寄附や助成など社会貢献の促進が重要になってきます。現在、信託制度には「公益信託制度」が設けられていますが、未だ主務官庁制が残っている上、公益信託税制は公益信託 / 特定公益信託 / 認定特定公益信託の3区分と大変複雑で、最上位の認定特定公益信託でないと個人の寄附金控除が認められないなど不十分で使いづらい税制となっています。信託を活用した NPO への助成や寄附を促進するために、ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 市民の寄附や社会貢献を促進できる信託(寄附信託・社会貢献信託)の普及に向けて、これらの信託に関する寄附優遇税制を導入する
- 公益信託制度を見直し、市民の社会貢献活動を促進できるような実効性のある制度へ改正する
- 複雑で厳格となっている公益信託税制の見直しも行い、寄附税制拡充を行う

< NPO 法人税制 >

「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

現在、NPO 法人は税法上の収益事業を行った場合、所得に法人税が課税されます。収益事業は「列挙された34業種に該当し、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されていますが、曖昧で分かりづらい上に NPO 法人側に厳しく規定されています。

「地域福祉のため、年6回開催されるチャリティバザー」や「世界的に高名な音楽家を招いて開催したチャリティコンサート」、「海外支援のための書き損じハガキの収集・換金」に課税されているのが現状です。人々の善意を基にして得た活動資金が、税務負担で減少し NPO 法人の資金難に拍車をかけています。ぜひとも、下記項目の実現をお願いいたします。

- 税法上の収益事業の定義を厳密にした上で、明確化する
- 寄附された不用品のチャリティバザーなど、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

地方税においては、用途により不動産取得税・固定資産税は非課税とすること

現在の地方税法では、公益社団・財団法人や社会福祉法人、一般社団・財団法人などには、不動産の用途に応じて不動産取得税の非課税措置が設けられています。また、固定資産税においても、これら法人には同様の非課税措置が設けられています。しかし、NPO 法人に対しては、公益法人等に認められている両税の非課税措置が、認められておりません。NPO 法人の中には、保健・福祉や社会教育、環境保全など土地・建物の取得が活動発展の鍵となる分野も少なくありません。ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 用途により NPO 法人の不動産取得税・固定資産税は非課税とする

『NPO/NGO に関する税・法人制度改革連絡会』とは

NPO/NGO に関する税・法人制度改革連絡会は、特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)に関する税制改革と法人制度改革について検討し実現する運動体として、全国の NPO/NGO 支援団体 28 団体が参加し 1999 年 6 月 8 日に発足しました(現在 36 団体が参加)。

1999 年 10 月に「NPO/NGO の優遇税制に関する提案」を公表し、2000 年 2 月には賛同署名を NPO 議員連盟に対して提出しました。また、2000 年秋には、全国 18 ヶ所で集会を行い、各開催地で国会議員も交えて議論を重ね、その結果、2000 年末に新しい「認定 NPO 法人制度」の導入が決定され、2001 年の 10 月 1 日から施行されることになりました。

しかしながら、この制度の「認定」を受けるための要件が厳しすぎ、ほとんどの NPO 法人が認定を受けられないということから、連絡会では 2004 年 10 月から 11 月にかけて、全国 14 ヶ所で制度改革を求めて講演会を実施。併せて 2597 団体(対象 9689 団体中)から署名を集め、同年 11 月に改正要望活動を行いました。また、2007 年には「認定 NPO 法人制度の改正に関する要望書」を取りまとめ、与野党、各省庁に提出しました。

その結果、認定要件の一部が改正されるという一定の成果を得ることができました。しかしながら、未だこの認定要件は厳しく、認定 NPO 法人の数に顕著な増加は見られません。認定を受けている NPO 法人の数は全体の 0.4%と、早急な見直しが必要とされています。

また連絡会では、公益法人制度改革において、NPO 法人の発展が阻害されないよう、全国の NPO/NGO とともに活動を展開しています。

【連絡会のこれまでの活動】

1999 年度

- 6 月 8 日 拡大世話団体会議を開催、要望書をまとめ同時に連絡会を発足させ記者発表
- 7 月～9 月 連絡会参加団体の申し出により各主要都市で勉強会・討論集会を開催
- 10 月 15 日 「NPO/NGO の優遇税制に関する提案」発表
- 11 月 提案に基づく賛同署名運動開始
- 12 月 1 日 NPO 法施行 1 周年記念イベント「NPO 法人の発展のために何が必要か」(東京)

2000 年度

- 2 月 16 日 国会への賛同署名名簿の提出
- 9 月～11 月 NPO 支援税制創設のための全国キャンペーン(学習会、決起集会など 18 ヶ所)
- 11 月 30 日 NPO 支援税制をつくる 1000 人決起集会
- 12 月 1 日 国会要請行動、経済企画庁・大蔵省などに申し入れ

2001 年度

- 5 月～11 月 全国 14 ヶ所で NPO 支援税制に関する勉強会を開催(決起集会も含む)
- 10 月 NPO 支援税制の改正要望を賛同署名運動と全国キャンペーン開始
- 11 月 NPO 法人 2077 団体からの署名を取りまとめ、各党の NPO 担当議員に提出

2002 年度

- 6 月 21 日 NPO 支援税制の改善に関する要望書を内閣府に提出
- 9 月～11 月 NPO 支援税制の改善のための全国キャンペーン(学習会、決起集会など 16 ヶ所)
- 11 月 NPO 法人代表者 3036 名からの署名を取りまとめ、各党の NPO 担当議員に提出

2003 年度

- 10 月～12 月 NPO 支援税制の改善および公益法人制度改革の勉強会を開催(10 ヶ所)
- 12 月 1 日 NPO 法施行 5 周年記念シンポジウム「NPO の過去・現在・未来」(東京)

2004 年度

- 5 月 10 日 「公益法人制度改革に関する「議論の中間整理」に対する意見」を内閣官房公益法人制度改革推進担当室に提出
- 9 月 10 日 「公益法人制度改革の具体化に関する意見」を内閣官房行政改革推進事務局に提出
- 10 月～12 月 認定 NPO 法人制度改革のための署名運動と全国キャンペーン(14 ヶ所)
- 11 月 17 日 NPO 法人代表者 2597 名からの署名を取りまとめ、230 人の国会議員に提出。

- 2005 年度
 10 月 「認定 N P O 法人制度の改善に関する要望書」を与野党、内閣府に提出
 12 月 緊急集会「変わるか？認定 N P O 法人制度」開催（東京）
- 2006 年度
 11 月～3 月 地域学習会を開催（札幌、名古屋、神戸）
- 2007 年度
 11 月 5 日 「認定 N P O 法人制度の改正に関する要望書」をまとめ、与野党、内閣府等に提出
 12 月～3 月 地域学習会を開催（札幌、青森、愛知、福岡）
 3 月 18 日 N P O 法成立 10 周年記念フォーラム「語り合おう！ これまでとこれから」開催
- 2008 年度
 11 月 「N P O 法人制度の税制改正に関する要望書」を各党に提出
 12 月 1 日 N P O 法施行 10 周年記念イベント「どうなる？ N P O 法人制度の未来～法人・税制の変革期を超えて～」開催（東京）
- 2009 年度
 6 月 衆議院総選挙のマニフェスト策定に向けた「特定非営利活動法人（N P O 法人）制度に関する要望書」をまとめ、各党へ提出
 10 月 認定 N P O 法人制度改正や寄附税制拡充を盛り込んだ「N P O 法人制度の税制改正に関する要望書」をまとめ、内閣府・総務省・経産省に提出

【NPO/NGO に関する税・法人制度改革連絡会 参加団体】（2010 年 6 月 1 日現在）

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| NPO 推進北海道会議（北海道）* | 浜松 N P O ネットワークセンター（静岡県） |
| あおもり N P O サポートセンター（青森県） | パートナーシップ・サポートセンター（愛知県） |
| せんだい・みやぎ N P O センター（宮城県）* | 市民フォーラム 21・N P O センター（愛知県）* |
| 杜の伝言板ゆるる（宮城県） | アート N P O リンク（京都府） |
| 茨城 N P O センター・コモンズ（茨城県） | 大阪 N P O センター（大阪府） |
| 群馬 N P O 協議会（群馬県） | 大阪ボランティア協会（大阪府） |
| N P O 会計税務専門家ネットワーク（東京都） | 関西国際交流団体協議会（大阪府） |
| N P O 事業サポートセンター（東京都） | 市民活動センター神戸（兵庫県） |
| 国際協力 N G O センター（東京都） | 宝塚 N P O センター（兵庫県） |
| 子ども N P O・子ども劇場全国センター（東京都） | 奈良 N P O センター（奈良県） |
| さわやか福祉財団（東京都） | 大和まほろば N P O センター（奈良県） |
| シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
（東京都） | 岡山 N P O センター（岡山県） |
| チャイルドライン支援センター（東京都） | ひろしま N P O センター（広島県）* |
| 日本 N P O センター（東京都） | N P O ふくおか（福岡県） |
| まちづくり情報センターかながわ（神奈川県） | ふくおか N P O センター（福岡県） |
| アクションポート横浜（神奈川県） | 佐賀県 C S O 推進機構（佐賀県） |
| くびき野 N P O サポートセンター（新潟県）* | N P O くまもと（熊本県）* |
| 長野県 N P O センター（長野県） | 計 36 団体（北から / 50 音順） |
| ぎふ N P O センター（岐阜県） | : 世話団体 * : 地域幹事団体 |

世話団体	TEL 番号	FAX 番号
N P O 会計税務専門家ネットワーク	03-3827-9127	03-5814-5332
N P O 事業サポートセンター	03-3456-1611	03-6808-3788
大阪ボランティア協会	06-6465-8391	06-6465-8393
国際協力 N G O センター（JANIC）	03-5292-2911	03-5292-2912
子ども N P O・子ども劇場全国センター	03-5775-3407	03-5775-3409
シーズ・市民活動を支える制度をつくる会	03-5292-5471	03-5292-5472
チャイルドライン支援センター	03-5312-1886	03-5312-1887
日本 N P O センター	03-3510-0855	03-3510-0856

認定 NPO 法人制度改正署名 賛同団体一覧

【全都道府県から、中間支援組織 224 団体が賛同！】

11月9日現在 は連絡会参加団体 (都道府県別・順不同)

北海道

NPO 推進北海道会議
くしろ・わっと
北海道 NPO バンク
NPO バンク事業組合
北海道市民環境ネットワーク「きたネット」
北海道 NPO サポートセンター
北海道 NPO 越智基金
旭川 NPO サポートセンター
ひとまちつなぎ石狩
NPO サポートはこだて
北見 NPO サポートセンター
えにわ市民プラザ・アイル
恵庭フットパスをつくる会
さっぽろパブリックサポートネットワーク
エーピーアイ・ジャパン
ホームヘルパーノア
炭鉱の記憶推進事業団
札幌チャレンジド
アース・ウィンド
アサンテ
北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会

青森県

あおもり NPO サポートセンター

岩手県

シニアパワーいわて
アイディング
風・波デザイン
いわて NPO フォーラム 21

宮城県

せんだい・みやぎ NPO センター
杜の伝言板ゆるる

いしのまき NPO センター
東松島まちづくり応援団
水・環境ネット東北

秋田県

秋田県北 NPO 支援センター
あきたパートナーシップ
あきたスギッチファンド
秋田県南 NPO センター

山形県

山形創造 NPO 支援ネットワーク
山形の公益活動を応援する会・アミル
長井まちづくり NPO センター
NPO もがみ

福島県

ふくしま NPO ネットワークセンター
うつくしま NPO ネットワーク

茨城県

茨城 NPO センター・コモンズ
ひたち NPO センター・with you

栃木県

おおきな木
足利 NPO フォーラム
とちぎボランティアネットワーク
とちぎ協働デザインリーグ

群馬県

群馬 NPO 協議会
藤岡市ボランティアネットワークセンター

埼玉県

メディア・アクセス・サポートセンター
さいたまNPOセンター
ハンズオン！埼玉
埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会

千葉県

NPO支援の市川・浦安税理士ネット
ちば市民活動・市民事業サポートクラブ
コミュニティ・コーディネーターズ・タンク
ちば保育ネットワーク

東京都

国際協力NGOセンター
NPO 事業サポートセンター
子どもNPO・子ども劇場全国センター
シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
日本NPOセンター
さわやか福祉財団
チャイルドライン支援センター
NPO 会計税務専門家ネットワーク
NPO 人材開発機構
日本ボランティアコーディネーター協会
まちぼっと
未来バンク
天然住宅バンク
全国NPOバンク連絡会
市民社会創造ファンド
としまNPO推進協議会
府中市民活動支援センター
NICE(日本国際ワークキャンプセンター)
北東京生活クラブ生活協同組合
信頼資本財団
日本ファンドレイジング協会
社会貢献ネットワーク
小平市民活動ネットワーク
東京CPB
日本財団 CANPAN 運営事務局
生活クラブ生活協同組合
富士福祉事業団
東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合
パブリックリソースセンター
立川市社会福祉協議会(市民活動センターたちかわ)
OurPlanetTV

バンビーナクラブ
八王子市民活動協議会
チャリティ・プラットフォーム
ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン
NPO 推進ネット
人と組織と地球のための国際研究所(IIHOE)
アビリティクラブたすけあい

神奈川県

まちづくり情報センターかながわ(アリスセンター)
アクションポート横浜
湘南ケアサポートさわやか
よこすかパートナーシップサポーターズ
ぐらす・かわさき
バク・アップ・ネット
介護の会まつなみ
ふじさわNPO連絡会
NPO サポートちがさき
昂の会
かわさき市民活動センター
藤沢市市民活動推進連絡会

新潟県

くびき野NPOサポートセンター
NPOさんじょう
都岐沙羅パートナーズセンター

富山県

PCTOOL
富山県民ボランティア総合支援センター
日本ボランティア活動推進機構

石川県

いしかわ市民活動ネットワークセンター

福井県

市民活動研究所ステップふくい
Comfortさばえ
平成謙光舎
さばえNPOサポート
コラボNPOふくい

山梨県

山梨県ボランティア協会

長野県

長野県 NPO センター
長野サマライズ・センター
サポートC

岐阜県

ぎふ NPO センター
可児市 NPO 協会
多治見市市民活動交流支援センター
みのかも市民活動サポートセンター

静岡県

浜松 NPO ネットワークセンター
しずおか NPO センター
公益非営利支援センターしずおか
しずおか NPO 協働ネットワークセンター

愛知県

市民フォーラム 21・NPO センター
パートナーシップ・サポートセンター
地域福祉サポートちた
地域の未来・支援センター
岡崎まち育てセンター・りた
三河社中
犬山市民活動支援センターの会
豊橋市民センター (NPO 愛知ネット)
ワーカーズコープ
とよた市民活動センター

三重県

みえきた市民活動センター
なばり NPO センター
松阪市市民活動センター
めいわ市民活動サポートセンター
四日市市なやプラザ運営委員会
いせ市民活動センター
みえ NPO センター

滋賀県

市民がささえる市民活動ネットワーク滋賀 (NPO
市民熱人)
近江八幡市中間支援センター

たかしま市民協働交流センター
淡海文化振興財団 (淡海ネットワークセンター)
おおつ市民協働ネット

京都府

アート NPO リンク
きょうと NPO センター

大阪府

大阪ボランティア協会
大阪 NPO センター
関西国際交流団体協議会
やお市民活動ネットワーク
コミュニティ・エンパワーメント東大阪
たかつき市民活動ネットワーク
高槻市市民公益活動サポートセンター
市民活動フォーラムみのお
すいた市民活動を活発にする会
ひらかた市民活動支援センター

兵庫県

市民活動センター神戸
宝塚 NPO センター
日本アニマルセラピー普及協議会
NPO 会計支援センター
シーズ加古川
北播磨市民活動支援センター
市民事務局かわにし
コミュニティ・サポートセンター神戸
しみん基金・こうべ

奈良県

奈良 NPO センター
大和まほろば NPO センター

和歌山県

わかやま NPO センター
市民活動フォーラム田辺

鳥取県

こども未来ネットワーク
未来

島根県

ふるさと島根定住財団(しまね県民活動センター)
出雲市総合ボランティアセンター
緑と水の連絡会議

岡山県

岡山 NPO センター
笠岡市市民活動支援センター
くらしきパートナーシップ推進ひろば
つやま NPO 支援センター
市民交流ネットワーク井原

広島県

ひろしま NPO センター
畑野洋一郎税理士事務所

山口県

市民活動さぼーとねっと
山口せわやきネットワーク
やまぐち県民ネット21

徳島県

徳島市市民活力開発センター
市民未来共社
とくしま県民活動プラザ
OH なると
徳島県断酒会
さわやか徳島
阿波グローバルネット
みんなちがって、みんないい

香川県

たかまつ市民活動応援団
香川ボランティア・NPO ネットワーク

愛媛県

えひめ NPO センター
まつやま NPO サポートセンター

高知県

NPO 高知市民会議
高知県ボランティア・NPO センター

福岡県

NPO ふくおか
ふくおか NPO センター
大宰府ボランティアネットワーク
久留米市民活動支援機構
春日まちづくり支援センター・ぶどうの庭
大野城市社会福祉協議会ボランティアセンター

佐賀県

佐賀県 CSO 推進機構
とす市民活動センター

長崎県

NPO ながさき

熊本県

NPO くまもと

大分県

おおいた NPO 研究所

宮崎県

宮崎文化本舗
NPO みやざき

鹿児島県

かごしま NPO 支援センター

沖縄県

まちなか研究所わくわく
調査隊おきなわ

以上、全 47 都道府県から、224 団体が、本要望書に賛同し、抜本改正を求めている。